

令和6年度第11回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火)午前9時35分から午前10時30分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 10人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	5番 小森山仁司	7番 木戸安江
8番 末宗龍司	9番 古城竹吉	10番 竹内茂樹
11番 小寺 旭		

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推4番 濱保敬志
推6番 横山寿人	推7番 大野 宏	推8番 平迫 豊
推9番 井上安人		

4. 欠席委員 6番 瀬尾 毅

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第29号 農地法第4条の規定による届出について

報告第30号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 令和7年3月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和6年度第11回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は6番 瀬尾委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第11回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおります。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、2番 坂永委員、7番 木戸委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第42号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を居神委員をお願いします。

【推1番 居神委員】 2月18日に古城委員と現地確認を行いました。譲渡人は遠方に居住しており耕作管理が困難なため、利用権を設定して別の方に水田として活用してもらっていたとのことですが、その方も高齢となったため耕作管理ができなくなりました。この度、上下町有福にて大規模の水田をグループで耕作している譲受人に所有権を移し今後の管理を任せることにされるということです。

【議長】 続いて、番号2及び番号3を加納委員ですが、欠席されており原稿を預かっておりますので事務局より読み上げます。

【事務局（上藤）】 竹内委員、譲受人の3名で現地確認を行いました。番号2は、譲渡人は遠方に居住しており耕作管理が困難であることから、申請地に隣接する農地を耕作されている譲受人に譲渡されるそうです。番号3は、譲渡人は市外へ居住しており、家と農地の管理が困難であることから処分に困っていたところ、申請地の周辺を耕作されている譲受人が農地と家屋を譲り受けるとのことで話がまとまり、この度申請をされました。譲受人は、野菜栽培を行い、引き続き耕作されるということで問題ないと思われます。以上です。

【議長】 ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第42号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第42号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 43 号説明）

【議長】次に、担当委員の補足説明ですが、番号 1 から番号 11 は新規の案件ですので補足説明をお願いします。番号 12 から番号 14 は更新の案件ですので補足説明は省略します。それでは、番号 1 を横山委員をお願いします。

【推 6 番 横山委員】2 月 20 日に野津田委員と現地確認を行いました。以前は別の方が借り受けて耕作されていましたが、止められるとのことでこの度新たに借受人となった方が耕作をされるそうです。問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号 2 から番号 4 を居神委員をお願いします。

【推 1 番 居神委員】2 月 19 日に農林課職員と現地確認を行いました。番号 2 及び番号 3 は、県道三原東城線にある府中消防署小塚出張所から東城方面へ約 300m に位置しています。貸付人は、これまで近隣の農家へ耕作管理を依頼していましたが、健康上の都合により契約を解除し、新たな耕作管理者を探しておられました。この度の借受人は、3 月に定年退職し稲作の経営拡大をしたいとの計画があったことから契約の運びとなりました。借受人は申請地の近隣に約 2 ha の水田を耕作しており問題ないと思われます。

番号 4 は、上下町有福の谷山商店から東へ約 250m に位置している一帯となった水田の中の 2 筆です。貸付人は、健康上の都合で数年前から休耕田となっており、草刈の管理のみとなっておりました。この度の借受人は、大規模に耕作されている方で経営拡大のため契約されたとのことです。以上です。

【議長】続いて、番号 5 を濱保委員をお願いします。

【推 4 番 濱保委員】2 月 18 日に農林課職員と現地確認を行いました。貸付人は、以前から耕作されていたのですが、高齢になり農作業をほかの方に任せたいとのことでした。借受人は申請地周辺を広く借り受け、水稻と野菜を耕作されています。今回の申請地も併せて耕作されるとのことで問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号 6 から番号 10 を井上委員をお願いします。

【推 10 番 井上委員】番号 6 につきましては、2 月 19 日に借受人と現地確認を行いました。以前は別の方が借りて耕作をされていたそうですが、利用権の期間が終了したため、この度新たに借受人となった方に耕作をお願いされるとのことです。借受人は地元でも耕作をされており、問題ないと思われます。

続いて番号 7 及び番号 8 につきまして、2 月 4 日に貸付人と借受人の 5 名で現地確認を行いました。貸付人は高齢で体調も良くないとのことで、耕作が困難なため借受人に耕作をお願いするとのことです。借受人のうち 1 人は市外へ居住されていますが、週に 3 回ほど地元へ帰られ耕作をされており、引き続き通いで耕作をするとのことで問題ないと思われます。

続いて番号 9 及び番号 10 につきまして、貸付人と借受人双方に話を聞き、現地確認を行いました。貸付人は高齢で耕作困難であることから、借受人にお願いしているとのことです。問題ないと思われます。以上です。

【議長】続いて、番号 11 を平迫委員をお願いします。

【推 11 番 平迫委員】2 月 16 日に所有者を訪問し状況確認を行いました。貸付人は高齢で耕作が出来ないため、借受人にお願いしたとのことです。契約は親子間のものであり、引き続き耕作をされるとのことで問題はないと思われます。

【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第 31 条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その審議に参加する事が出来ない。」とあります。番号 1 は野津田委員、番号 5 は末宗委員に関する事案ですので、議事に参与出来ません。野津田委員、末宗委員は暫時退席をお願いします。

(野津田委員、末宗委員 退席)

【議長】先程の事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 43 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 43 号は提案どおり承認とします。

(野津田委員、末宗委員 入室)

【議長】議事を再開します。続いて、議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 44 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を居神委員お願いします。

【推 1 番 居神委員】12 月 18 日に古城委員と現地確認を行いました。この案件は、昨年の 12 月総会にて農用地区域からの除外する申請が受理されたものです。遠方にある墓地を自宅横の農地へ 1 ヶ所に集約するため申請されました。問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 44 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 44 号は提案どおり許可妥当の意見とし

ます。

【議長】続いて、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 45 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から番号 3 を加納委員ですが、欠席されており原稿を預かっておりますので事務局より読み上げます。

【事務局（上藤）】番号 1 は、2 月 22 日に竹内委員、代理人の 3 名で現地確認を行いました。譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、今後の管理等に困っていたところ譲受人との太陽光発電施設の話がまとまり、有効活用をするため今回申請されました。問題はないと思われます。

続いて、番号 2 及び番号 3 について、譲渡人は市外に居住しており、農地の管理が困難であり手放すことを考えていたところ、譲受人が、受け入れる技能実習生の宿泊施設用地及び、資材置場を探していたため双方話し合いのもと譲渡されることとなりました。特に問題はないと思われます。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 45 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 45 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 46 号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 46 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を濱保委員お願いします。

【推 4 番 濱保委員】2 月 17 日に末宗委員、田中委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。現地は、県道矢多田阿字線を国道 432 号との交差点から阿字方面に約 2.5 km 進んだ県道沿いになります。元々は畑として利用されていましたが、高齢で耕作困難となり 30 年以上経過して今後農地として再利用することは困難と思われ、やむを得ないと思われます。

【議長】続いて、番号 2 ですが檜崎委員が欠席されておりますので、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】2 月 20 日に小寺会長、小森山委員、事務局、代理人の 5 名で現地確認

を行いました。現地は、荒谷町の三協精機の北西約 600mのところを少し入った山の中になります。60 年以上山林化の状態で、申請人も遠方に居住しており今後の農地としての利用は困難な状態でやむを得ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 46 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 46 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、追加議案第 47 号 委員の辞任に係る農業委員会の同意について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】令和 7 年 2 月 19 日に議席番号推 11 番 神田純治委員より令和 7 年 2 月 28 日付けをもって府中市農業委員会委員を辞任いたしたいとの辞任願いの提出がございました。農業委員会委員の辞任に関しましては、農業委員会等に関する法律第 23 条に「委員又は会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」とあります。

神田委員は体調を崩され、委員活動に支障を生じ、総会の出席もできていないのは他委員へ迷惑がかかり申し訳ない、との思いから辞任したいとの申し出がありました。委員継続についてはこれまでも会長から打診したところですが、神田委員は現在入院中で、退院の時期は不明と伺っております。長期入院により推進委員の業務ができない場合は正当な事由に該当します。

なお、「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、辞任申し出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うこととなっております。以上です。

【議長】(会長補足)

【議長】事務局から説明がありましたが、推 11 番 神田委員から辞任願が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、辞任についての同意を求めます。賛成の方は挙手をお願いします。

(過半数の挙手で成立)

【議長】賛成多数と認め、推 11 番 神田純治委員が辞任することは承認されました。

【議長】続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 29 号及び第 30 号について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】(報告第 29 号及び第 30 号報告)

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、令和7年3月25日（火）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は令和7年3月25日（火）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和7年2月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人